

香川大学池戸会館福利厚生施設使用細則

第1条 この細則は、香川大学池戸会館管理運営規則第5条の規定に基づき、福利厚生施設（以下「福利施設」という。）の使用に関し必要な事項を定める。

第2条 福利施設を使用できる者は、本学の学生及び教職員とする。ただし、農学部長が特に必要と認めた場合は、他の者に使用を許可することがある。

第3条 福利施設の使用時間は、9時から21時までとする。ただし、農学部長が特に必要と認めた場合は、時間外の使用を許可することがある。

2 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）並びに年末年始の休業期間中（12月29日から1月3日まで）は、使用を認めない。ただし農学部長が特に必要と認めた場合は、休日等の使用を許可することがある。

第4条 各室の鍵は、農学部学務係で保管し、使用責任者の申出によりその都度貸与する。

2 使用後は、責任者が施錠の上返還しなければならない。

第5条 福利施設を使用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 許可された使用目的・内容以外に使用しないこと。
- 二 使用時間を厳守すること。
- 三 火気の取扱いについては、香川大学防火規則によること。
- 四 施設・設備を損傷若しくは汚染し、又は備付の物品を持ち出さないこと。
- 五 使用後は、清掃及び整理整頓すること。
- 六 その他使用に際しては、係員の指示に従うこと。

第6条 使用者が施設・設備又は備品を故意又は過失により破損又は滅失した場合は、その損害を弁償しなければならない。

第7条 この細則に違反した場合は、福利施設の使用を中止させ、又は禁止することがある。

第8条 この細則に定めるもののほか、福利施設の使用に関し必要な事項は、農学部長が定める。

第9条 福利施設に関する事務は、農学部学務係で取り扱う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。